

○尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱

平成 21 年 10 月 22 日
最終改正：令和 8 年 4 月 1 日

(この要綱の趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、別に定めるところによるほか、入札及び契約の過程に係る苦情処理の手續について必要な事項を定めるものとする。

(対象の工事等)

第 2 条 この要綱により苦情処理手續の対象となる工事は、制限付一般競争入札により本市が発注するもの及び指名競争入札又は随意契約により本市が発注するもののうちその予定価格が 2,000,000 円を超えるものとする。

2 この要綱により苦情処理手續の対象となる措置は、尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施。以下「入札参加停止措置要綱」という。）に基づき市長が行う入札参加停止措置及び警告等とする。

(苦情の申立て等)

第 3 条 次の各号に掲げる者は、市長に対し、苦情の申立て（以下「一次苦情申立て」という。）をすることができる。

(1) 制限付一般競争入札の場合

ア 尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号）第 3 条第 1 項の規定により競争入札参加資格審査申請書を提出した者のうち市長から当該制限付一般競争入札への参加資格がない旨の通知を受けた者で、その判定について不服がある者。

イ 尼崎市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要綱（平成 21 年 7 月 31 日実施。以下「総合評価落札方式試行要綱」という。）第 18 条に規定する技術資料の評価について不服がある者。

ウ 尼崎市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（令和 4 年 4 月 1 日実施。以下「建設工事低入札価格取扱要綱」という。）第 16 条に規定する判定について不服がある者。

(2) 指名競争入札の場合にあっては、当該指名競争入札に参加することができる者として指名されなかったことについて不服がある者（当該指名競争入札に係る工事種別と同一の工事種別について、尼崎市契約規則第 4 条の規定により競争入札参加有資格者名簿に登載されている者に限る。）

(3) 随意契約の場合にあっては、当該随意契約の相手方として選定されなかったことについて不服がある者（当該随意契約に係る工事種別と同一の工事種別について建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可をいう。）を有する者に限る。）

(4) 入札参加停止措置要綱に基づき入札参加停止措置を又は警告等を受けた者のうち、当該入札参加停止措置又は警告等に不服がある者

2 一次苦情申立ては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、一次苦情申立書（第 1 号様式）により行わなければならない。

(1) 前項第 1 号に掲げる者 同号の通知を受けた日から 7 日以内

(2) 前項第 2 号に掲げる者 市長が同号の指名競争入札における指名業者を公表した日から 7 日以内

(3) 前項第 3 号に掲げる者 市長が同号の随意契約の相手方を公表した日から 7 日以内

(4) 前項第 4 号に掲げる者のうち、入札参加停止措置を受けた者 当該入札参加停止措置期間中

3 前項に規定する期間には、尼崎市の休日を定める条例（平成 3 年尼崎市条例第 1 号）

第2条第1項各号に掲げる日を含まないものとする。

(一次苦情申立てに対する回答等)

第4条 市長は、一次苦情申立てがあったときは、当該一次苦情申立てを行った者（以下「一次苦情申立者」という。）に対し、前条第2項各号に規定する期間の最終日から14日以内に一次苦情申立回答書（第2号様式）により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があると認めるときは、同項の回答の期限を延長することができる。

3 第1項の規定による回答をするときは、再苦情申立てをすることができる旨を一次苦情申立回答書に記載するものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項に規定する回答の期間について準用する。

(一次苦情申立ての却下等)

第5条 市長は、一次苦情申立てが第3条第2項に規定する一次苦情申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、当該一次苦情申立てを却下するものとする。

2 市長は、前項の規定により一次苦情申立てを却下したときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該一次苦情申立てを受けた日から14日以内に一次苦情申立却下通知書（第3号様式）をその一次苦情申立者に送付するものとする。

3 第1項の規定による却下をするときは、再苦情申立てをすることができる旨を一次苦情却下通知書に記載するものとする。

4 第3条第3項の規定は、前項に規定する期間について準用する。

(再苦情の申立て等)

第6条 次の各号に掲げる者は、市長に対し、再度苦情の申立て（以下「再苦情申立て」という。）をすることができる。

(1) 第4条第1項の規定による回答について不服がある者

(2) 総合評価落札方式試行要綱第18条第3項の規定による回答について不服がある者

(3) 尼崎市工事成績評定通知実施要領（平成21年4月1日実施。以下「工事成績評定通知実施要領」という。）第6条第1項の規定による回答について不服がある者

(4) 建設工事低入札価格取扱要綱第16条第3項の規定による回答について不服がある者

2 再苦情申立ては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に再苦情申立書（第4号様式）により行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる者 第4条第1項の規定による回答を受けた日

(2) 前項第2号に掲げる者 総合評価落札方式試行要綱第18条第3項の規定による回答を受けた日

(3) 前項第3号に掲げる者 工事成績評定通知実施要領第6条第1項の規定による回答を受けた日

(4) 前項第4号に掲げる者 建設工事低入札価格取扱要綱第16条第3項の規定による回答を受けた日

3 第3条第3項の規定は、前項に規定する期間について準用する。

(入札監視委員会に対する審議の依頼)

第7条 市長は、再苦情申立てがあったときは、第9条において読み替えて準用する第5条第1項の規定により却下する場合を除き、速やかに、当該再苦情申立てに係る審議依頼書（第5号様式）により、尼崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答等)

第8条 市長は、委員会による再苦情申立ての審議の結果（尼崎市入札監視委員会運営要領（平成26年1月28日施行）第7第1項の規定により送付された意見書の内容をいう。）を踏まえたうえで、再苦情申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）に対し、委員会から当該意見書の送付を受けた日から7日以内に再苦情申立回答書（第6

号様式)により回答するものとする。

- 2 第3条第3項の規定は前項に規定する期間について、第4条第2項の規定は前項の規定による回答について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第8条第1項」と読み替えるものとする。

(再苦情申立ての却下等)

第9条 第5条第1項の規定は再苦情申立てについて、同条第2項の規定は再苦情申立てを却下する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条第2項」とあるのは「次条第2項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第9条第1項において準用する前項」と、「前条第1項」とあるのは「第8条第1項」と、「一時苦情申立て」とあるのは「再苦情申立て」と、「一次苦情申立却下通知書(第3号様式)」とあるのは「再苦情申立却下通知書(第7号様式)」と、「一時苦情申立者」とあるのは「再苦情申立者」と読み替えるものとする。

- 2 第3条第3項の規定は、前項において準用する第5条第2項に規定する期間について準用する。

(再苦情申立ての処理結果の公表)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により回答し、又は前条第1項において準用する第5条第2項の規定により再苦情申立却下通知書を送付したときは、速やかに、その回答又はその通知に係る再苦情申立ての内容及び当該回答又は当該通知の内容を公表するものとする。

ただし、再苦情申立てが、第7条第2号に係る申立ての場合、提示のあった技術提案等の内容に関するものを除き公表するものとする。

(再度の苦情申立ての禁止)

第11条 第8条第1項の規定による回答又は第9条第1項において準用する第5条第2項の規定による再苦情申立却下通知書の送付を受けた者は、当該回答又はその通知に係る再苦情申立てについて、この要綱による再度の苦情の申立てをすることができない。

(一次苦情申立書等の提出先)

第12条 一次苦情申立書及び再苦情申立書は、総務局行政法務部契約課に提出するものとする。

(入札手続の執行)

第13条 一次苦情申立て及び再苦情申立ては、入札手続の執行を妨げない。

(実施の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年10月22日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

第 1 号様式

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

住 所

商号又は名称

氏 名

※押印は不要です

一 次 苦 情 申 立 書

尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱**第 3 条**第 1 項第 号の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

- 1 苦情申立ての対象となる件名
- 2 苦情申立ての内容及び理由

第 2 号様式

尼 契 第 号
令和 年 月 日

(苦情申立者) 様

尼崎市長

印

一 次 苦 情 申 立 回 答 書

令和 年 月 日付けの苦情申立てについて、尼崎市競争入札の手続等に係る苦情の処理に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり回答します。

- 1 苦情申立ての対象となる件名

- 2 苦情申立てに対する回答及びその理由

(注) この回答書による説明に不服がある場合は、この回答書を受け取った日から 7 日以内（尼崎市の休日を定める条例（平成 3 年尼崎市条例第 1 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）に、再苦情申立書により市長に対して再苦情の申立てをすることができます。

第3号様式

尼 契 第 号
令和 年 月 日

(苦情申立者) 様

尼崎市長

印

一 次 苦 情 申 立 却 下 通 知 書

令和 年 月 日付けの苦情申立てにつきましては、尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱第5条第1項の規定により却下することに決定しましたので通知します。

- 1 苦情申立ての対象となる件名

- 2 苦情申立てを却下する理由
 - (1) 申立ての要件に該当しない
 - (2) 申立期間の徒過
 - (3) 所定事項の書面申立てがされていない
 - (4) その他

(注) この通知書による説明に不服がある場合は、この回答書を受け取った日から7日以内(尼崎市の休日を定める条例(平成3年尼崎市条例第1号)第2条第1項各号に掲げる日を除く。)に、再苦情申立書により市長に対して再苦情の申立てをすることができます。

第4号様式

令和 年 月 日

尼崎市長 へ

住 所

商号又は名称

氏 名

※押印は不要です

再 苦 情 申 立 書

尼崎市競争入札の取扱い等に関する苦情の処理に関する要綱第6条第1項 号の規定により、次のとおり再苦情の申立てをします。

- 1 再苦情申立ての対象となる件名
- 2 再苦情申立ての内容及びその理由

第 5 号様式

尼 契 第 号
令和 年 月 日

尼崎市入札監視委員会
委員長 様

尼崎市長 印

再苦情申立てに係る審議依頼書

尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱**第 7 条**の規定により、下記の再苦情申立てについて審議を依頼します。

- 1 再苦情申立者の住所及び氏名
- 2 再苦情申立ての対象となる件名
- 3 再苦情申立ての内容及びその理由
- 4 その他参考事項

第 6 号様式

尼 契 第 号
令和 年 月 日

(再苦情申立者) 様

尼崎市長

印

再 苦 情 申 立 回 答 書

令和 年 月 日付けの再苦情申立てについて、尼崎市競争入札の手續等に係る苦情の処理に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり回答します。

- 1 再苦情申立ての対象となる件名

- 2 再苦情申立てに対する回答及びその理由
 - (1) 令和 年 月 日の審議
 - (2) 結果
 - ※ ア 申立てが認められなかったときは、その旨及び理由
 - イ 申立てが認められたときは、その旨

- 3 市の措置
 - ※ 申立てが認められたときに記載

(再苦情申立者) 様

尼崎市長

印

再苦情申立却下通知書

令和 年 月 日付けの再苦情申立てにつきましては、尼崎市競争入札の手続等に係る苦情の処理に関する要綱第9条第1項において準用する同要綱第5条第1項の規定により却下することに決定しましたので通知します。

1 再苦情申立ての対象となる件名

2 再苦情申立てを却下する理由

- (1) 申立ての要件に該当しない
- (2) 申立期間の徒過
- (3) 所定事項の書面申立てがされていない
- (4) その他